

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について（議案第65号）

国民健康保険課

1 改正の理由

福祉医療費の支給対象範囲を拡大する。

2 主な内容

高校生等（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に支給する福祉医療費について、社会保険等で医療を受けた場合における全ての自己負担額を対象とする。

3 施行期日

令和4年4月1日